

第8章 その他の記載事項等

1. 後発事象等

(1) 後発事象

報告対象期間の終了後に発生した事象で、環境報告に記載した事項や次期以降の環境配慮経営に重要な影響を及ぼす事象について、記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 後発事象の内容

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 後発事象による環境報告への影響
- 後発事象による次期以降の環境及び経営への影響

解説

報告対象期間の終了後であっても、環境報告を公表するまでの間に、重大な事件・事故の発生、重要な法規制等の違反の判明、重要な訴訟事件等の発生又は決着、その他ステークホルダーの判断に影響を及ぼす重要な事実の発生、あるいは翌年度の環境配慮経営に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合には、環境報告書に後発事象として記載する必要があります。記載内容としては、その内容、今後の見通し等を重要な後発事象として、記載することが望まれます。

(2) 臨時的事象

報告対象期間中に臨時的に発生した事象（臨時的事象）で、環境配慮経営に重要な影響を及ぼす事象について、記載します。

① 記載する情報・指標

ア. 臨時的事象の内容

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 臨時的事象による環境及び経営への影響

解説

環境報告は定期的に発行する環境報告書以外にも、報告対象期間中に臨時的に発生した事象（臨時的事象）で、環境への重要な影響を及ぼしたり、ステークホルダーの判断に影響を及ぼす事象については、適時に環境報告を実施する必要があります。

臨時的事象には、重要な範囲の変更、重大な事件・事故の発生、重要な法規制等の違反の判明、重要な訴訟事件等の発生又は決着など、環境配慮経営に重要な影響を及ぼす事象が該当すると考えられ、重要性の判断からそれらの事象を決定していくことが期待されます。

2. 環境情報の第三者審査等

環境報告書に記載された環境情報を第三者が審査等をした場合には、審査等の実施を証する書類を添付します。

なお、環境報告の信頼性に係る内部統制（情報チェックの社内体制など）については、「環境配慮経営の組織体制等」（p.64）に記載します。

解説

事業者自らが実施する信頼性を向上させるための社内手続き（「環境配慮経営の組織体制等」（p.64））に加えて、組織外の主体が環境報告に関わることで、事業者自身が見落としていた論点が明らかになり、報告書の内容が向上し、信頼性がさらに高まることが期待されます。

ステークホルダーとの関わり方や第三者からの外部審査の必要性、さらに事業者の経営資源の状況や環境報告書の作成の成熟度に応じて、それらを組み合わせて取り組むことが期待されます。

事業者以外の第三者が実施する信頼性を向上させる方策の例は、次の通りです。

① 第三者による審査

これは、環境報告書を作成する事業者以外の第三者（監査法人等の審査機関）が、環境報告書の記載情報やその背景にある取組内容の結果（環境パフォーマンス指標）について、適切な作成基準に従って作成されているかどうかを審査し、それらの正確性を中心とする審査の結論を表明するものです。その際には、事業者が環境報告書を作成するために準拠した作成基準やガイドライン等を判断基準（クライテリア）として、審査機関が審査を行います。

② 第三者による意見

これは、事業者以外の第三者が、環境報告書の記載情報について評価や勧告等の意見を表明したり、環境報告書の背景にある事業者の取組に対して意見を表明するものです。なお、意見を表明する第三者の選択基準やその作成段階における第三者の関与の状況等、第三者意見表明の手続の概要を記載するとともに、第三者の意見に対して、事業者側が今後どうしていくのかについてコミットメントすることが望まれます。

③ 双方向コミュニケーション手法の組込

これは、環境報告書の記載情報や環境保全への取組について、事業者がステークホルダーからの質問や意見に回答するだけでなく、両者が相互に意見を交換する仕組みを作ったり場を設けたりする取組です。事業者とステークホルダー等による座談会や説明会を開催し、その概要を環境報告書に掲載する事例もあります。

④ NGO/NPO等との連携による環境報告書の作成

環境報告書の企画、作成の過程にNGO/NPOのスタッフ、学生、一般消費者等が直接関わり、事業者との一種の共同作業により環境報告書を作成する取組であり、連携の方法には単に意見交換を行うものから、記載情報のチェックを行うものまで、さまざまな内容があります。